

中野区教育委員会会議録

平成30年第18回定例会

平成30年7月6日

中野区教育委員会

平成30年第18回中野区教育委員会定例会

○日時

平成30年7月6日(金曜日)

開会 午前10時00分

閉会 午前11時38分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長職務代理 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 田中 英一

○出席職員

教育委員会事務局次長 戸辺 眞

教育委員会事務局副参事(子ども教育経営担当、学校・地域連携担当)

高橋 昭彦

教育委員会事務局副参事(学校教育担当) 石崎 公一

指導室長 宮崎 宏明

教育委員会事務局副参事(子ども特別支援担当) 中村 誠

教育委員会事務局副参事(保育園・幼稚園担当) 濱口 求

教育委員会事務局副参事(子ども教育施設担当) 石原 千鶴

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長職務代理 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

10人

○議題

1 協議事項

- (1) 旅館業の営業許可に係る意見について（子ども教育経営担当）

2 報告事項

(1) 委員活動報告

- ① 6月19日 平成30年度保幼小連絡協議会
② 6月22日 第七中学校訪問
③ 6月29日 療育センター等訪問

(2) 事務局報告

- ① 「中野区立学校における働き方改革推進プラン」策定の考え方について（学校教育担当）
② 通学路の安全点検等について（学校教育担当）
③ 学校等におけるブロック塀等の安全点検の結果について（子ども教育施設担当）
④ 学校再編に係る改修工事予定について（子ども教育施設担当）

○議事経過

午前10時00分開会

伊藤教育長職務代理

おはようございます。

定足数に達しましたので、教育委員会第18回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、小林委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

ここでお諮りします。

本日の協議事項は、非公開での協議を予定しておりますので、したがって、日程の順序を変更して、協議事項については日程の最後に行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤教育長職務代理

ご異議ありませんので、日程の順序を変更し、協議事項「旅館業の営業許可に係る意見について」を最後に行うことを決定いたします。

それでは、日程に入ります。

伊藤教育長職務代理

まず報告事項です。委員活動報告について、事務局から一括でご報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

ご報告申し上げます。

6月19日火曜日でございますが、西中野小学校におきまして、保育園と幼稚園と小学校との連絡協議会がございました。渡邊委員がご出席されております。当協議会につきましては、保育園と幼稚園と小学校において、相互に関係している子どもの問題や具体的な事項などについて検討し、相互理解を深め、互いの連携を図る目的で開催されているものでございます。

続きまして、6月22日金曜日でございます。第七中学校の訪問を行いました。伊藤教育長職務代理、渡邊委員、田中委員、小林委員が出席されております。当日は「特別な支援が必要な子どもたちへの支援について」をテーマに協議を行ったほか、授業の視察を行いました。画面は当日の様子でございます。

続きまして、6月29日でございます。療育センター「ゆめなりあ」、療育センター「アポロ園」、子ども発達センター「たんぽぽ」、放課後デイサービスセンター「みずいろ」の視察を行いました。伊藤教育長職務代理、渡邊委員、田中委員、小林委員がご出席されました。

報告は以上でございます。

伊藤教育長職務代理

各委員から補足、質問、その他活動報告がございましたらお願いいたします。

田中委員

私は七中の訪問と療育センターの訪問の両方に参加させていただきました。

七中のほうは、みんな大変元気がよくて、いい生徒たちが集まっている感じがしたのですけれども、給食を一緒に食べたのですけれども、生徒たちが一生懸命話をして食べていてとてもいいなと思いました。というのは、内閣府が出している平成29年の食育白書の一番のテーマは「共食」の機会をふやそうということで、国としても1人で食べないで家族だとか友達と食べることをテーマに挙げているわけですが、朝とか夜、1人で食べる生徒も少なくない中で、こういった学校の給食という場面で4人ずつテーブルを囲んでいろいろな話をしながらしっかり食べるという機会は、教育的にも大変意味があることだなというのを強く感じました。

それからもう一つ、療育センターにも4カ所行きました。それぞれ大変立派な施設で、しっかり運営されているなというのを感じたのですけれども、それぞれ地域といろいろな連携をしっかりとっているのですけれども、4カ所続けて見学して説明を受けてみると、やはり連携の仕方に若干温度差があるのかなということを感じました。どれもそれぞれの地域でいろいろな連携をつくっているのですけれども、そのあたりを教育委員会として指導というわけではないのですけれども、何かうまくつなげられるようなことができないのかなというのを一つ感じました。

それと、この療育に関してなのですけれども、一つ別件で、小児保健学会というのに先日参加してきました。その中で、特別な支援が必要な子どもたちのために、というシンポジウムがありまして、4人の先生方がいろいろな話をされたのですけれども、その中で一つ印象に残ったのが、ディスカリキュリアというのですか、算数障害という、僕は初めて聞いたのですけれども、算数を学ぶ上で発達支援と同じような形で特別な支援が必要な子どもたちが少なからずいるということが報告されていまして。それを報告されたときに一

緒に報告が出ていたのですけれども、米子市では小学校1年生にディスレクシア、読み書き障害に対して、市内の1年生全員に指導して、その中から試験ではないのですけれどもピックアップして、課題のある子は早期に支援することで非常に大きな成果を上げているという報告があわせてありました。人口……とかいろいろあるのでしょうけれども、日本の中でもそういった取組をしているところがあるのだなというのを感じたので、追加で報告させていただきました。

以上です。

伊藤教育長職務代理

ほかにいかがでしょうか。

渡邊委員

まず最初に、30年度保育園と幼稚園と小学校の連絡協議会、こちらのほうに参加してきました。前回も行ってきたのですけれども、第1回目は6月12日に本郷小学校に行かせていただきまして、今回、6月19日は第4ブロックの西中野小学校のほうに参加させていただきました。

先日もお話しさせていただいたのですけれども、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育保育要領、保育所保育指針という形で、今年の4月1日からそういった要領・指針というものが施行されたわけですけれども、これは小学校からの学習指導要領と連動してその内容の改善と充実が図られた内容になっております。その中で「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」というのが明記されまして、要領・指針にそれが明記されたということで、挨拶の後、始まる前に、皆さんで「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」をまず最初に読み上げて、確認させていただきました。

そしてその後、1枚の保育の現場の写真を見て、その中で体験を通じて子どもたちがみずから学んでいる姿や主体的、対話的に話している姿を見ながら、みんなで小学校教育につながる視点を考えていくという話し合いになっておりました。幼稚園、小学校ともに、多少違いはあると思うのですけれども、その中でお互いの教員が共通な考え方だとか理解を、そして小学校前までに何を学んできたのか、そしてまた小学校就学前の先生方にとっては「就学後どういうふうに学んでいくのか」ということを確認できたのではないかなと思います。年何回もあるわけではないのですけれども、こういった連携がますます進むことによってお互いの理解で、そうした連続的な教育というものができるとはのではないかなと思いますので、こういった活動はさらにいろいろとテーマを変え、また、形を変えてやっ

ていつていただきたいなと感じておりました。

そして、次です。七中の訪問の件なのですけれども、七中へ行かせていただきまして。今回の教育委員会のテーマが「特別な支援が必要な」こちらのほうは公開でやったので、出席も多くの方がいらっしゃったので、内容的にはよく存じておりますけれども、非常に多くの傍聴者もいまして、傍聴人の意見なんかも伺うことができ、地域での教育委員会というものの意義があったのではないかなと思っております。

また、そういう意味で特別支援にかかわる教育について、しっかりと小学校、そして今回は江原小学校、アポロ園、そしてすこやかと来ていただいて、その流れを全部説明していただいて、来ていただいた方も理解ができたのではないかなと思っております。

その後、先ほど田中委員が言われたように中野区の南に新しくできました療養施設「ゆめなりあ」、そして北の「アポロ園」、そして発達支援センターの「たんぼぼ」と放課後デイセンターの「みずいろ」、少し駆け足ではあったのですけれども、それぞれの施設の確認にまいりました。

実際には直接的に教育委員会に関与する場所ではないのですが、療養を必要とするような子どもたちに対していろいろなことがされているわけですから、その内容を確認し、その施設を確認する。そういう意味では非常に有意義な1日だったのではないかなと思います。「アポロ園」は歴史が古くそれなりのシステム、そして「ゆめなりあ」は新しくできた施設でそれなりの利便性をうまく図ったすばらしい施設でありました。こういった施設をより使いやすく、そして有効に使っていけるようなシステム、箱ができたので、それを動かすためのソフトというか人材の育成と、そして内容の充実というのを図られたらいいかなと思っておりました。

「たんぼぼ」に関しては、発達支援センターなのですけれども、北にしかないのですけれども、これを通所するに当たって中野区の中にこういった施設が複数あるほうがいいのかどうなのかということも、我々の中では少し考えていかなければいけない課題かなと感じたところです。

それともう1点、ちょうど私も東京都の学校医の研修会の研修委員になっていまして、そのときに学校医のための研修をするということで、どういったテーマがいいのかという話がありました。そういった委員会に今回参加させていただきまして、田中委員が言われたことと本当に同じことが今回テーマに挙がっておりました。

読み書きができない、これは特殊な作業がそこだけができないという、不思議なと言っ

てしまうとあれなのですけれども、そういった児童がかなりいらっしゃると。かなりというはどういう数なのかというのは難しいのですけれども、そういった子どもたちが結局学習障害につながってしまうので、それで学校の不登校になったりとかいろいろな弊害をもたらしてくると。そういう意味では、読み書きができない、読むことがわからない、書くことができないといったものをスクリーニングして、そういった子がある程度教員が感じて、それに合った適切な指導法をしていけば非常に学力の向上も望めるというお話があって、そういったことをしっかりと学校医の先生たちにも理解していただくというお話が出ていて、ちょうど今、田中委員が言われたことと合致して、そういった話があるのであれば、中野区にも少し検討を加えてみたいなというふうには感じたところでした。

以上です。

小林委員

私もこの七中と、それから療育センターその他の視察を通して感じたこと、今、両委員が言われたとおりに、私自身も今後こういった特別な支援が必要な子どもたちをどのようにさらに充実して育成していくか、教育していくかという点では非常に参考になりました。当然、この二つはテーマ性が共通していたので、今回のように実際に現場で私たちがいろいろ視察するということは非常に重要だなというふうに痛感しました。

やはり一番感じたことは、田中委員がおっしゃっていたとおりで、この四つそれぞれ非常に充実しているのですが、この四つがどのように連携を果たしているのか。そしてもう一つ、学校との連携がどうなのかといった点では連携もそうなのですが、もう一つはいかに区民全体に啓発をしていくのかということも大きなテーマなのかなというふうに感じました。

それから別件ですが、先週の金曜日に東京都教育委員会の教科用図書の選定審議会に出席したのですが、都教委の選定そのものはここで報告する必要はないと思いますが、私たち地教委が採択する、支援を目的に都教委がつくっている調査研究資料ができ上がって、都教委のホームページにもアップされているということなのです。実際に教科書そのものは見本本が限られていますのでじっくりと見ることはできませんけれども、この調査研究資料そのものはそれぞれの端末で見ることができますので、私たちがこれから責任をもって公正・適正な採択を進めていくわけですが、ぜひ多くの方々にそういったものをごらんいただいてご理解いただければありがたいなと思います。

以上です。

伊藤教育長職務代理

私のほうからも若干追加いたします。

第七中学校では、今出なかったこととしては2点感じたことがございました。1点は、現在、東京都では通常級にいらして特別な支援を必要とするお子さんを、通級ではなくて各校に支援室をつくってそこで支援をするという形に変化しておりますけれども、そうした流れの中で小学校では先行実施がされていて、そこでの課題ですとか、中学校で来年度から行われるということに関して、七中もそうですけれども現在学校内に特別支援学級がある学校での交流の課題ですとか、そういったことが話題になりまして、啓発ということも含んでこれからの課題であるなということを感じました。

それから、七中では校舎を非常によくメンテナンスしていて、とても古い校舎だと思っておりますけれども、壁の塗りかえですとか部屋の配置がえですとか、他校に比べてと言ったら変ですけれども、いろいろな学校がありますけれどもすごく維持をしているというか、むしろきれいになるようにうまく使っているのではないかなということを書いて、建物を建てるに当たってはその後のメンテナンスということも子どもにとってはすごく大きいのではないかなと思いました。

それから、29日に行った視察なのでございますけれども、教育委員会とのかかわりでは教育相談体制ということとのつながりですとか、あとは学校教育との連携、協働という課題があると思うのでございますけれども、回ってみますとやはりそれぞれに課題があることを実感いたしましたし、こういった視察をさせていただくことでより現場の細かい課題が見えてくるので、またぜひこういう機会を設けて勉強したいなと思いました。

以上です。

では、その他なければ次に進みたいと思います。

<事務局報告>

伊藤教育長職務代理

事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「中野区立学校における働き方改革推進プラン策定の考え方について」の報告をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

それでは、私から「中野区立学校における働き方改革推進プラン策定の考え方について」、ご報告いたします。

子どもを取り巻く環境は一層複雑化しておりまして、学校におきましてもいじめや不登校の対応、保護者も含めた相談など、求められる役割が拡大しております。一方、様々な教育課題の解決に当たっている教員の多忙化や長時間労働の実態が明らかになっております。

こうした状況に対しまして、国は昨年12月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめました。また、東京都教育委員会ではことし2月に「学校における働き方改革プラン」を策定するとともに、4月には都内各教育委員会に対しまして、学校における働き方改革に関する実施計画等の策定を求めています。

中野区におきましても、「中野区立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、学校における働き方改革を推進してまいります。

「働き方改革推進プラン」の目的でございます。中野区の実情に応じた事業実施計画に基づく学校支援の取組により、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備し、学校教育の質の向上につなげていくことを目的といたします。

策定に向けた考え方でございます。まず第一に、教員の勤務実態等、中野区の教員の勤務実態とその要因分析を踏まえた実情に応じた内容といたします。勤務実態を調査し、区立学校等の教員の勤務実態の把握等、中野区の現状、課題等を把握します。

次に、勤務実態調査結果をもとに、働き方改革につながる具体的な取組や支援策等を示してまいります。これらは各学校、教員個人の取組にとどまらず、教育委員会全体にかかわる支援体制等も明らかにしてまいります。

三つ目です。業務の見直しと業務改善の推進や環境整備など、学校教育の質の向上を見据えた総合的な対策を確立してまいります。

今後の予定でございます。本年9月から勤務実態調査を実施いたします。その後、11月に勤務実態調査結果等を踏まえた「働き方改革推進プラン」の骨子案を策定いたしましてご報告いたします。来年1月に「働き方改革推進プラン（案）」を作成し、ご報告いたします。その後、3月に「働き方改革推進プラン」を策定していきたいと思っております。

報告は以上です。

伊藤教育長職務代理

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

国の大きな流れなので、ぜひ中野区でもしっかり進めていただきたいと思いますが、既にこういった働き方改革を進めている結構大きな企業の人と、この前、いろいろな話をする機会があったのですが、勤務時間が限られているがゆえにお昼もパソコンに向かいながらサンドイッチをほうばるみたいな状況も出てきているということも言っていました。その辺もしっかりと含めて、制限をつけることでかえって自分がやりがいをもってやりたいという仕事ができなくなるような、そういった総合的な支援をぜひお願いしたいと思います。

伊藤教育長職務代理

その他ございますか。

渡邊委員

私は、都立高校の産業医という形で、こういった安全管理とか環境管理なんかを仕事としているわけですが、その中で都立高校では働き方改革という素案をもう既につくったりはしております。

ただ、今、社会の流れが働き方改革で、これを否定するとかなり集中的に批判を浴びてしまうのでしょうか、今の予定を見ますと9月に調査して11月につくって、1月には骨子、案をつくって3月に策定すると。なかなか、本当に教員たちと学校現場の話をしっかりと受けとることができるのかなと、そのあたりは少し心配があります。

ただ、これは多くは教員のための改革なので、その辺を理解していただきながらも、学校教育ですから教育の現場がないがしろにされては決していけないと。そのあたりのバランスを考えて頑張ってくつていただきたいなと思います。

急いでつくることが決しているわけではなくて、すぐに見直しができる形で、つくったからではなくて毎年毎年見直ししていけるような、そういった考え方をもって、つくったからもう終わりというのではなくて委員会なりをつくるのであれば継続的に仕上げていくという、単年度とか期限つきでなくやっていただきたいと思っています。これは意見です。

以上です。

小林委員

昨日も都立学校の休業日をふやすということで、これまで年末年始だけだったのを夏季休業中にもという報道がありましたけれども、行政ができることというのはそういった外からの条件整備みたいなものでしょうか。そういうことをどんどん進めていくということも一方で必要だとは思いますが、私はこの問題のこの本質は、やはり教育そのもの

のの内容の見直しというか、質的な改善を図っていくということが一番根本的なことだと思うのです。

そういう点では、子どもたちのために子どもたちがよりよい成長を果たすことがマイナスになってはいけません。しかしながら、これまでどおりというか、これまで以上に充実させていくためには、教員のゆとりある取組も一方で必要ですし、そうしたときに学校の内部の業務をいろいろな面で見直していく必要があるかなと私は思うのです。それはやはり、学校自身が考えていかなければいけないことだし、それは実はつまるところ、教員の意識の問題だと思うのです。少し厳しい言い方をすると、果たして従来どおりやっていることがいいのかどうかということも少し考えていく必要があるのではないかなと思うのです。

今、中野区は例えば2学期制をとっていて、3学期制がどうなのだろうかといろいろ議論があるようですけれども、私は学期の問題というよりも、例えば通知表は今、年3回。しかしながら、これは学校の専決事項というか学校がどうするか判断をできるわけですから、3学期制においたって2回にして、さらに学習面談をするなどで充実させていくとか。要するに、もう少し柔軟性をもった教育活動そのものを実現していくということが重要であって、そして中身を精査してより子どもたちのために何が大事なのかということを進めていくということだと思うのです。

ですから、そういうことをしっかりと見つめていくというか、一方でそれをしっかりやっていないと、これは空虚なものに終わってしまうのではないかなと私は思っています。

細かいことで恐縮なのですが、中学校における、例えば今、都立高校の入学選抜で活用されている成績一覧表なるものなども本当に無用の長物で、こういったものをどのように見直していくかということ、そういったことをやっていくのが私は本当の意味での働き方改革だと思っているのです。ですから、その中身については行政的な視点と教育指導的な視点をしっかりかみ合わせていかないと、本質的な問題の解決にはなっていないと思いますので、ぜひ中野区からいい発信ができればなと思っています。

以上です。

伊藤教育長職務代理

私から質問なのですが、勤務実態とその要因分析ということで、勤務実態調査を実施されるとのことなのですが、具体的には例えばどういう形で何を調査することが想定されているのか、もし現時点であれば教えてください。

副参事（学校教育担当）

勤務実態調査につきましては、全教職員に対しまして2週間なら2週間と期間を限定しまして、どういった勤務内容をしているか、何にどのぐらい時間を使っているか、どのようなことを教員が考えているか、どういう認識でいるかということについて、全教職員から調査をしたいと思っております。

伊藤教育長職務代理

それを踏まえての要望なのですけれども、一応、目的が心身の健康と誇りとやりがいということになっていますので、時間のこととかは大事なのですが、一つは小林委員が言われた業務の分析ということもあると思いますし、あと、心理面でのやりがいですとか、心理面での負担というか、どういうことで負担があるのかということについても、やりがいと負担の面と、単なる時間ではなく、ぜひ調査をしていただけるといいなと思っています。

それと同時に、先生方がお忙しくなってしまうのは、保護者の方も忙しいとか子どもさんも忙しいとか、社会のいろいろなことと連動していると思いますので、直接働き方改革にはつながらないようではあります、せっきくのこういった機会ですので、発信ということが小林委員からもありましたけれども、こういうことがあるので社会全体が変わっていったほうがより実効性のある働き方改革になりますよという発信のほうも、ぜひしていただけるといいなと思いました。

以上です。

では、よろしいでしょうか。

その他、ご発言がなければ本報告は終了いたします。

続いて、事務局報告の2番目「通学路の安全点検等について」の報告をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

「通学路の安全点検について」、ご報告いたします。

過日ありました、5月に新潟で下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件、また、6月の大阪北部を震源とする地震を受けまして、通学路の安全点検等について実施したいと思っております。

まず一つ目は、通学路の緊急点検でございます。目的につきましては、防犯、防災、交通安全の観点から、学校、PTA、教育委員会、警察署、道路管理者が連携・協力いたしまして通学路を点検し、必要な安全対策を講じることを目的といたします。

点検対象でございます。区立小学校の通学路を対象といたしております。

実施時期につきましては、今月下旬から9月上旬を予定してございます。

二つ目、ブロック塀等の安全点検でございます。地震等で倒壊するおそれのある民間所有塀などにつきまして調査をいたしまして、ブロック塀等の安全対策の基礎資料とすることを目的といたします。

実施手順でございます。通学路を含めた私道・公道を問わず、一定の範囲内でまずサンプリング調査を実施いたしまして、その結果等を踏まえ、調査範囲の拡充を含めた調査手法について今後検討してまいります。

通学路の緊急点検、ブロック塀等の安全点検の点検結果の活用でございます。点検結果につきましては、学校、PTA、教育委員会で情報共有するとともに、関係者と連携・協力し、必要な安全対策を講じてまいります。

また、その他といたしまして6月19日に文部科学省から、通学路を確認し、地震が起きた際に児童・生徒等が自分自身の判断で身を守り迅速に避難できるよう、指導を徹底するよう通知がございました。教育委員会といたしましては各学校に対しまして、児童生徒への注意喚起を徹底したところでございます。

報告は以上でございます。

伊藤教育長職務代理

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

一つ教えていただきたいのですけれども、この点検対象になっている通学路というのは、生徒児童が家から出て、よく集まって行くので、家から出た部分というのも入るのですか。どの辺までを通学路というのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

通学路につきましては、各学校で指定されている道路なのですけれども、細かく自分のうちから出たというよりも、いわゆる幹線道路というか、みんなが通学をするということで指定した道路を通学路と呼んでございます。

田中委員

きのう、たまたま保育園の健診に行くので裏のほうを歩いていたら、すぐくはないのですけれども、確かにブロック塀みたいなのがところどころあって。でも、そういうところがわかっていて道の反対側を歩けばこの前の倒壊なんかには対応できるのかなと思うと、やはりそういう学校でしている通学路まで、家からの分も含めて少し何か対応できたらど

うかなと感じました。

副参事（学校教育担当）

通学路の安全点検に関しましては、まずは児童がみずから、地震が起きたときにどういうふうに対応するかということ認識することも必要だと思っております。当然、ハード面の整備とともに、そういった児童生徒自身の安全対策というものも含めて、今後は指導を徹底してまいりたいと思っております。

田中委員

ぜひお願いします。

伊藤教育長職務代理

ほかにご質問は。

渡邊委員

私のほうは、通学路の安全点検について少し厳しい発言になるかもしれないのですが、今、田中委員が言われたように集団で下校するときにある一定の拠点まで一緒にグループで帰る、それがおそらく一番のメインの通学路になるのではないかなと思うのですが、統廃合されて新しい学校ができたところに関しては、新たな通学路が生まれた場所と、今まで既存の通学路があった学校とあると思うのです。このあたり、僕も伺っていて記憶にないのですが、通学路の点検は毎年行われているのですかということをもまず最初に。

副参事（学校教育担当）

通学路の点検につきましては、1年間に7、8校ずつ点検をしております。ですので、1校当たりになると2、3年に1回の割合で点検をするということになってございます。

渡邊委員

それで以前、少し覚えてはいるのですが、通学路の点検の中で課題というのが、ただ歩いてみましたではなくて、その中で見つかった課題というのは何かありましたか。

副参事（学校教育担当）

これまでの課題といたしましては、例えば、通学路にカラーの道路舗装をしているのが見えづらいでありますとか、道路標識について見えづらい、また、看板が曲がっているとか看板が壊れているというものに関しましては、これまでも道路管理者等と一緒にいらっしゃるので、その際に持ち帰りまして、その補修等を行っているところでございます。

渡邊委員

問題箇所が見つかって、その問題箇所が修繕されたかどうか確認していないと、これは絶対よろしくないかなと。それと、安全の観点という意味の中には防犯とか災害とかという形があると思うのですけれども、確かに防犯の話はあって、通学路にカメラを取りつけようかという話はあったのですけれども、カメラを取りつけて本当にそれが機能しているのか。そして、歩くときになるべくカメラがあるような道をちゃんと通学に使って、道は必ずメイン通りでなくてもちよろちよろ細かい道がいっぱいあるわけで、子どもたちはなるべく近いところを探して歩いて帰ってしまいますので、そういった路地のほうが基本的には危険なのですけれども、そういった指導というのは、指導室になるのかもしれないのですけれども、どの程度行われているものなのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

通学路の防犯カメラにつきましては、1校について5台を基本に設置してございます。設置する場所につきましては、学校とPTAと協議をして、ふさわしい場所ということで5台設置してございます。その防犯カメラには「防犯カメラ作動中」ということで、そういった意味では啓発も兼ねてしております。

また、その防犯カメラにつきましては不審者等、警察の要請にあわせて開示もしておりますので、そういった意味ではある一定程度について効果、また、抑止効果があるものと考えてございます。

また、そのことについて学校を通じましても、安全の指導ということを徹底しているところでございます。

指導室長

補足させていただきます。

学校に関しましては、常日ごろから安全な道を通るように、そのような指導はさせていただいております。特に冬季に日が早く陰ってしまうようなときには、なるべく明るい道とか、そういう指導は日ごろからさせていただいております。

ただし、どうしても個別の狭い道になって、そこでないと家に帰れないという事情もございますので、そういうときには気をつけてという指導はさせていただいております。

渡邊委員

例えば「四方八方」という言葉があるように、1校に5個だと四方八方の各1点で、少し数が足りないのではないですかというところもあるのですけれども、一つの学校に5個で、今、中学校10校、小学校が25校という形を考えると、とんでもない数ととんでもな

い金額になるので、これは果たして教育委員会とかが設置するものなのか、それとも中野区だとか防犯だとか、そういう全体的な考え方で子どもたちのためだけのカメラでもないわけですから、そういうものをうまくほかのところと交通のほうとして国が設置する場合、都が設置する場合とうまくリンクさせながらやっていかないと、自分たちだけでやると無駄になってしまいますし、カメラだけに関して言えば、お互いに活用できるようなシステムを今後考えていただきたいなど。安全な道ということで、問題があったら必ずそこが解決されたか確認というのはしっかりしていただきたい。

それと、何かあったときに避難場所というのですけれども、本当にこれは確認できていますかというのが不安で。例えば自分の家の周りだと、大地震があったときにどこに逃げるのですかといっても逃げる場所なんかないですよ。そうしたときに、どういう対応をとるべきかと。逃げる場所と、広い場所といたって大体家しかないし、公園までかなり先だと、そういうあたりも。今回も雨が降ってあちこちでかなりの災害が起きているようですけれども、それぞれの災害に対してちゃんと指導されているのか、道の中で大きく起こったら、例えば落下物に注意する、でも、塀の横に寄ったら塀が倒れると。ではどこへ行けばいいのですかと、そのときいかに安全な方法をとるかという、そういった指導はされているかしらという。

指導室長

今回、特に地震がありましたので、指導室のほうから学校に「指導の徹底」という通知を出してございます。その中には、当然、学校の教員自身も通学路を点検しながら子どもに対して、例えば安全な場所に避難するとか、これは校内においてもそうなのですから落下物がないようなところに身を隠すとか、そういうことをその通知の中で指示させていただいたところでございます。

常日ごろより、その通知よりも前にも学校はそのような指導をしておりますし、最近ですとかJ-ALERTの対応などのときにも、もし通学途中にJ-ALERTが鳴ったら、家に近かったら家に帰りなさいとか、学校に近かったら学校に行きなさいとか、完全に外だったら堅固な建物の中に入りなさいとか、そのような指導はその都度させていただいておりますし、そのほか、自然災害もございます。例えば、中野区で申し上げますと神田川とか妙正寺川、このような雨が降ったときには近づいてはいけないとか、そのような指導をその都度させていただいているところでございます。

以上です。

渡邊委員

ありがとうございました。安心しました。

伊藤教育長職務代理

ほかに。

小林委員

今、石崎副参事から報告があった、これはいわばハード面というのですか。お話の中にもあったようにこういったものをしっかり整備した上で、今度は子どもみずからが身の安全を守る、そういった行動がとれるように指導していくことも大事だということで、宮崎室長からもいろいろお話がありましたが、今、学校でこういった安全指導とか避難訓練とか、どの程度の頻度で行われているのかというのを確認したいと思うのです。

指導室長

義務づけられておりますのはご案内かと思いますが、月に1回必ず安全指導と避難訓練を行うことになっております。これは完全に教育計画に位置づけられておりまして、安全指導に関しましては毎月必ずテーマを決めてそこで行う。それから避難訓練は我々のほうからも進めているのですけれども、様々な場合を想定していろいろなパターンでの実効性のあるものをするようにということで指導しておるところでございます。

小林委員

ありがとうございます。よく言われる「想定外」という言葉が、今、「想定外が想定される」のが当たり前だという状況があります。ですから、どうしてもそういった安全指導とか避難訓練は形骸化してしまう傾向というのはどこでもあると思いますので、よりいい意味で学校を刺激していくというのですか、そういう点でしっかりと生きた指導を続けていけるように、学校に対して指導を徹底していただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

伊藤教育長職務代理

安全教育、本当に大事だと思いますので、特に東北の震災のときに話題になりましたけれども、今「想定外」ということもありましたけれども、子ども自身が考えるということが、考えて身を守れる力をどうつけるかということが大事だと思いますので、そういう観点からも教材の見直しなどを考えていただけるといいかなと思います。

今、避難訓練のお話がありましたけれども、おそらくは不審者、火災、火災がどこから

発火したか、地震、あと J - A L E R T というふうには、今はトピックスが本当にいっぱいあって、それぞれに逃げ方が違ったりするので、子どもたちも全部覚えているわけにもいかないですし、先生方はそれぞれに緊張感をもってテーマごとに毎月避難訓練をしてくださっているわけですが、トータルにどういうことが大事なのかということ子どもが学べるような機会もますます必要になっているのではないかなと思いました。

それと同時に、学校だけでは子どもを守れるわけではないので、これは地域の方というのは出ていないですし、教育委員会から地域の方に呼びかけるということもできないのかもしれませんが、ぜひ、地域の方の見守りとかご協力ということも積極的に考えていただけるといいのではないかなと。既にされているとは思いますが、そういうことも思いました。

あとは、2、3年に一度の点検ではありますが、PTAの方ですとか子どもたちが自主的に児童会、生徒会などで通学路点検というのを毎年していると思いますので、そういったものをきちんと吸い上げて、それをどこの窓口に伝えたらきちんと直してもらえるのかという、自分たちが調べたことが自分たちの生活の改善に役立つということも含めて、すごく大事なことになっていくと思いますので、そういった実際によく点検したことが改善につながるような経路もわかりやすく示しておいていただけるといいのではないかなと思いました。要望です。

以上です。

では、これに関しましてはよろしいでしょうか。

では、本報告は終了いたします。

続いて、事務局報告の3番目「学校等におけるブロック塀等の安全点検の結果について」のご報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育施設担当）

それでは「学校等におけるブロック塀等の安全点検の結果について」、ご報告させていただきます。

6月18日に発生いたしました、大阪府北部を震源とした地震を受けまして、区では翌19日より学校等におけるブロック塀等の安全点検を実施し、各施設の状況を確認いたしました。

点検実施期間ですが、6月19日から22日まで、実施施設につきましては区立小学校、区立中学校、区立幼稚園でございます。

点検者は区の技術職職員が行い、点検概要につきましてはブロック塀等の有無の確認、また、目視・打診・触診により、ひび割れ、ぐらつき、傾斜、破損状況等の確認、建築基準法施行令適合の確認、補強状況の確認などを行いました。

点検結果につきましては、別紙をご覧ください。ブロック塀・万年塀である「ブロック塀等の有無」につきましては、小学校 14 校、中学校 7 校、幼稚園 1 園の校地内において存在を確認いたしました。こちらにつきましては、直ちに倒壊等の危険性のあるブロック塀等につきましてはございませんでした。また、ブロック塀等の箇所数については記載のとおりでございます。

このうち、小学校 1 校におきまして、建築基準法施行令の高さの基準に適合していないブロック塀があることが判明いたしました。これにつきましては直ちに撤去等の開始を行ってまいります。その他のブロック塀等につきましても、直ちに倒壊の危険性はないものの、若干のひび割れや部分的な破損が散見されたため、適宜、補修を行ってまいります。

資料 1 枚目にお戻りください。7 番、その他でございますが、このほかの子ども教育施設につきましては、経営室施設分野において安全点検を実施しているところであり、点検結果を踏まえまして、必要な改修等の対策を検討してまいります。

ご報告は以上です。よろしくお願いたします。

伊藤教育長職務代理

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いたします。

渡邊委員

確認を少し。今、聞き損ねてしまったのですが、高さの基準が超えたものは修理するのですか。

副参事（子ども教育施設担当）

その現場の写真を資料に添付しておりますが、実際にはコンクリート塀高さ 1.8 メートルの上に 60 センチのブロック塀があるところがございます。こちらにつきましては、コンクリート塀につきましては堅固なものでございますので、上のブロック塀の部分を撤去いたします。その後につきましては、金網フェンス、目隠しフェンス等の改修を行っていく予定としてございます。

渡邊委員

ありがとうございました。先ほどの話にも戻ってしまうのですが、学校のブロック塀はないかもしれないのですが、通学路はブロック塀だけではないかなと思う

のです。そのあたり、人の家のブロック塀をどうだこうだと言えるものではないのですけれども、そういう意味では今回の通学路における点検の中の危険箇所というものに、今後一部チェックを入れざるを得ないのではないかなということを感じているのです。なかなか言いづらいところもあるけれども、チェックを入れているのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

民間のブロック塀につきましては、建築基準法違反に該当するものがあれば、中野区役所の建築分野のほうから指導という形で、そのうちに指導をして是正することができますので、そういった方法で改善を図るように指導していきたいと思っております。

渡邊委員

ありがとうございました。

伊藤教育長職務代理

よろしいですか。

小林委員

先ほどの高さ制限を超えているという部分で、これを積んだということはおそらく防犯上だとかプライバシーの問題とか、いろいろあつてのことだと思います。今、フェンスとかまたは補修するということですので、実情を踏まえて、ぜひ適切にお進めいただければと思います。要望です。

以上です。

伊藤教育長職務代理

ほかにございませんでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

続いて、事務局報告の4番目「学校再編校に係る改修工事予定について」の報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育施設担当）

それでは「学校再編校に係る改修工事予定について」、ご説明させていただきます。

中野区立小中学校再編計画（第2次）に基づきまして、平成31年度に桃園小学校と向台小学校が、また平成32年度に上高田小学校と新井小学校が統合いたします。そのうち、統合校舎として使用する向台小学校、また、上高田小学校につきましては、統合新校の教育環境を整備するため、改修工事を行ってまいります。

工事予定期間ですが、向台小学校につきましては、7月21日から8月31日、工事概要

については普通教室・特別教室の改修等、資料に記載のとおりでございます。

また、上高田小学校につきましては、7月21日から10月10日までを予定しております。また、工事概要につきましては普通教室の改修、また、給食室の改修等、行ってまいります。

そのほか、こちらにつきましては校舎の外壁の一部において石綿撤去の改修工事を行ってまいります。こちらについては工事を行う前に行政庁のほうに届け出を行うとともに、飛散を防止するように適切な処理を行いまして、改修工事を行っていく予定でございます。

報告につきましては以上でございます。

伊藤教育長職務代理

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

統合新校舎ですので、しっかり教育環境の整備を進めていただきたいと思っておりますけれども、少しこれとはずれるかもしれないのですけれども、今度、統合新校になったときに施設の規模としては予定児童数に比べて十分なものが確保できる予定でいるのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

施設の規模につきまして、例えば、普通教室の整備等につきましても推計値からそれにプラスして予備の教室等を設けておりますので、十分な教室数等については確保した計画としてございます。

伊藤教育長職務代理

その他、ございますでしょうか。

渡邊委員

今回の議題は校舎だけですか。体育館とかその他附属設備の改修計画はまだないと。そこだけ少し確認させてください。

副参事（子ども教育施設担当）

今回につきましては、両方とも1期工事、2期工事というところで工事を進めておりました。例えば、上高田小学校につきましても体育館の耐震対策等の改修等がございますので、そちらについては2期工事で行う予定としておりますので、校舎だけでなく全体的に改修は行ってまいります。

渡邊委員

1期工事というのは、7月21日から10月10日と書いてありますけれども、この後にまた2期工事という形で時期がずれて行われるのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

こちらにつきましては、2カ年にわたって改修計画を立ててございますので、30年度、31年度で改修を行っていく予定でございます。

渡邊委員

改修工事は一時的に使う校舎ですよ。そういう意味で、必要な箇所は修繕していつある程度快適に使える必要もありますけれども、あまり無駄な工事というのはいかがなものかなと。教育委員会に割り当てられている予算というものもありまして、そのあたりは工事というと非常に我々にとって苦手な部分で、そういったものがどの程度なのかというのが、本当に必要なのかどうなのかというのも少しわからない部分があるのですけれども、そのあたりは担当部署にしっかり見ていただいて、学校の中でも学校長の先生から言われているようにケースだけではなくて学校備品だとか、備品の老朽化とかそういうものの入れかえとか、そういったものについてもいろいろと要求があってもなかなかお応えできないような状況がある中、限られた資源を有効に使える形でしっかりやっていただきたいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。これは要望です。

伊藤教育長職務代理

私のほうからも要望なのですが、石綿撤去等も安全にということがあったのでよかったですと思うのですが、いずれにしましても、子どもたちはそこにいるわけではないのですが、工事というのは近隣の方や子どもたちにも影響があると思いますので、不安にならないようにいろいろ周知していただいて、適切にしていいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

その他、事務局から報告がございますでしょうか。

指導室長

去る6月28日に東京都が公表いたしました「平成29年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」、口頭で報告させていただきます。

都内で体罰を行った教員は3年連続で減少傾向ではありますが、小学校で3人、中学校で10人です。中野区では体罰の報告はありませんでした。

以上でございます。

伊藤教育長職務代理

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

それでは、本報告は終了いたします。

<協議事項>

伊藤教育長職務代理

続きまして、協議事項に移ります。

「旅館業の営業許可に係る意見について」を協議いたします。

ここでお諮りいたします。

本件は、旅館業の営業許可に係る教育委員会の意見を取りまとめ、中野区保健所長へ申出を行うことから、意思決定の中立性を確保するため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書」の規定に基づいて、会議を非公開としたいと思っておりますけれども、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤教育長職務代理

ご異議ありませんでしたので、非公開と決定いたしました。

次回の開催なのですけれども。

副参事(子ども教育経営担当)

次回の開催でございますが、7月13日金曜日、10時から当教育委員会室にて予定してございます。

以上でございます。

伊藤教育長職務代理

それでは、ここで傍聴の方々につきましては、順次ご退出をお願いいたします。

(傍聴者退出)

(以下、非公開)

(平成30年第18回定例会における会議録の公開決定に基づき、個人情報に該当する部分除き、以下公開)

伊藤教育長職務代理

それでは「旅館業の営業許可に係る意見について」の協議に当たり、事務局から説明をお願いいたします。

副参事(子ども教育経営担当)

お手元の資料1、資料2をご覧ください。中野区教育委員会宛てに、中野区保健所長から旅館業営業許可についての2件の照会を受理いたしました。

照会の内容につきましては、旅館業法第3条第4項の規定により、保健所長は学校の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内に、旅館業の許可を与える場合はあらかじめ清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、当該学校を設置する教育委員会の意見を求めなければならない、とされております。

今回は2件の簡易宿所の営業許可に関して意見を述べるものとなります。いずれも、ひがしなかの幼稚園の100メートル区域内になります。

初めに、資料1の営業許可の内容について、ご説明いたします。申請者につきましては、株式会社アイオス、営業場所は東中野四丁目19番8号、営業種別は簡易宿所営業、申請地とひがしなかの幼稚園の距離は75メートルになります。客室数は4室、定員は13名となっております。

続きまして、資料2の営業許可の内容について、ご説明いたします。申請者は、ビー株式会社、営業場所は東中野四丁目20番17号、営業種別は同じく簡易宿所営業、申請地とひがしなかの幼稚園の距離は105メートルになります。客室数は1室、定員は4名となっております。

続いて、資料3をご覧ください。こちらは旅館業法の説明になります。簡易宿所営業でございますが、多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設けて、宿泊料を受けて営業するものとなります。客室面積については33平米以上、また、宿泊者数が10名以内の施設につきましては、3.3平米に宿泊者数を乗じた面積が必要になります。フロント設置の義務づけはございません。

続いて、資料4をご覧ください。簡易宿所とひがしなかの幼稚園の位置をあらわした地図になります。

説明は以上になります。

伊藤教育長職務代理

初めに、ただいまの事務局の説明について、ご質問はございますでしょうか。

渡邊委員

現在、中野区内でこのような旅館業の営業が許可されている件数とか、また、こういった簡易宿所の申請はふえてきているのかどうかというのは、おわかりでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

平成30年6月25日現在の許可件数でございますが、旅館・ホテル営業が6件、簡易宿所が12件という数になってございます。

また現在、簡易宿所の許可申請中のものが11件ございまして、急激に増えている状況でございます。

渡邊委員

ありがとうございました。

田中委員

この意見照会ですけれども「清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうか」とありますけれども、法令でいう「清純な施設環境が著しく害される」というのは、具体的にどういったことなのでしょう。

副参事（子ども教育経営担当）

「清純な環境」でございますが、風俗上の観点ということになります。派手な看板や装飾等によるものが想定されるところでございます。

伊藤教育長職務代理

よろしいでしょうか。

その他、ございませんでしょうか。

小林委員

今回、ひがしなかの幼稚園の区域で2件の申請があったわけですが、この地域にはこうした簡易宿所などの施設が多いのかどうか、その実態をお伺いしたいのですが。

副参事（子ども教育経営担当）

区内では、南部の地域に比較的多く設置されてございます。現在、許可及び申請中のものを合わせて24件中5件が東中野二丁目から四丁目の地域にございます。

伊藤教育長職務代理

私のほうから伺いたいのですけれども、民泊サービスというのが最近ございますけれども、簡易宿所との違いが何かということと、南部に多く設置されているときに何か実際にトラブルみたいなことがこの区であるのかないのかも、もしわかればその範囲で合わせて教えていただければと思いました。

副参事（子ども教育経営担当）

民泊につきましては、生活の本拠として居住している住宅を利用して、宿泊料を受けて宿泊させるものとなってございまして、住宅宿泊事業法に基づく「許可」ではなく「届

け出」になります。旅館業法の許可を受けていないものが対象となります。区では年間の営業日を180日までということで規定してございます。区では現在、67件の届け出がございました。

中野区内においてトラブル等については聞いてございません。

伊藤教育長職務代理

その他、ご質問はございますでしょうか。

ここで、ひがしなかの幼稚園の若槻園長には、あらかじめ事務局が意見を伺っておりますので、事務局からご紹介をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

ひがしなかの幼稚園、若槻園長の意見をご紹介します。

「本園は、当該施設からおおむね半径100メートル以内にはあるが、立地上、地形上、その直接の影響はほとんどないとする。ただし、本園に通園する園児及び保護者に限ったことではないが、地域で生活する住民にとって、どんな宿泊者が訪れ、滞在するののかについて不安がないわけではない。当該施設運営者に対しては、どんな宿泊者が滞在しているかをきちんと把握していただくとともに、宿泊時のルールやマナーを確立し、それを宿泊者に守ってもらえるよう努めていただくことを要望したい。」

以上になります。

伊藤教育長職務代理

それでは、教育委員会の意見をまとめるに当たり、各委員からご意見を伺いたいと思います。施設ごとの個別の意見、または共通する意見でも構いません。ご発言はございますでしょうか。

渡邊委員

旅館業の許可に当たり、法令上の基準は満たされているということですが、子どもの施設の近くにこのような宿泊所が多く設置されると、今後、不特定の人が多く往来するようになり、この地域の雰囲気は損なわれるような形では不安はあるかと思います。その点を十分配慮していただきまして、先ほどひがしなかの園長先生からもあったように、ルール、マナーを確立していただいて、宿泊者に守るような形で施設運営者に対しては強く要望したいと思います。

伊藤教育長職務代理

その他、いかがでしょうか。

田中委員

今、渡邊委員が言われたことに加えて、地域として見守りとかあるいはパトロールみたいなことに取り組んでいただいて、良い環境が維持されるような努力もぜひしてもらえるように意見として述べておきたいと思います。

以上です。

小林委員

現時点で「清純な施設環境が著しく害されるおそれがあるかないかについて」は明確に言うことは難しいと思いますけれども、適正な旅館業が運営されないことにより、この地域において不審者による声かけであるとか、または性被害の誘発や風俗関係の業種が集まってくるような状況にならないように、保健所には厳格に監督をお願いしたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

伊藤教育長職務代理

その他、意見はございますでしょうか。

私のほうからは、先ほどほかの委員からもありましたけれども、ルールやマナーの確立とか、地域との意思疎通ですとか、そういったことについて継続的に努力していただくという趣旨のことを、何か表現できるといいのかなと思いました。

ここで事務局にもう一度お尋ねしますが、簡易宿所ということでは近隣からの苦情とかトラブルとか、もし他区でも例があったら教えていただけたらと思うのですけれども。

副参事（子ども教育経営担当）

保健所から確認した情報でございますが、大きなトラブルとしてはございません。

ただ、ある簡易宿所では外国人の宿泊客が多く、近隣のマンションのごみ捨て場にごみを捨てる行為があった、また、話し声や騒音などの苦情があったということは聞いてございます。

伊藤教育長職務代理

この2件の施設はひがしなかの幼稚園から離れているため、近隣で起こるようなトラブルはないと思いますが、各委員や若槻園長からのご意見を伺ったところ、今後、この地域に宿泊施設が多く設置されることで環境の変化による風紀の乱れや適正な旅館業が運営されない場合においては、様々なトラブルが発生される懸念があるかと思われます。

その他、ご意見がないようでしたら、意見をまとめたいと思います。よろしいでしょう

か。

2カ所の簡易宿所とひがしなかの幼稚園との距離及び道路上の関係から、幼稚園の教育活動に関して「清純な教育環境が著しく害されるおそれ」については現時点においては見当たりませんが、当該簡易宿所の営業許可に当たっては、清純な施設環境の維持と旅館業営業の健全な発展との調和を図るよう配慮を求めたいですし、特に宿泊時のマナーやルールを確立して、宿泊者に守ってもらうなどの近隣との調和等については、継続的に努力をしていただくようお願いしたいということで意見を申し出たいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

伊藤教育長職務代理

それでは、次回、教育委員会で議決事件として取り扱いたいと思います。

ここで、お諮りいたします。本日の協議につきましては、会議を非公開の取扱としましたが、会議録の調製及び公開の手続が整い次第、会議録の公開を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ございませんので、そのように公開することに決定しました。事務局はただ今の決定内容に従い、当該会議録の公開手続を行ってください。

それでは、本協議は終了いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって、教育委員会第18回定例会を閉じます。ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前11時38分閉会